

平安貴族の虚像と実像

阿部, 猛 / ABE, Takeshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

44

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

1992-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011111>

平安貴族の虚像と実像

阿 部 猛

一 はじめに

これから述べるところは、おおかたは、いずれ先人の書物に記されている周知のことからであり、特別こと新しい事実を紹介するものではない。その点を予めお断わりする。また、ここでいう「貴族」は、その本来の定義⁽¹⁾にもかかわらず、大雑把に、受領層や下級官司の長官あたりを含めた「平安時代の官人たち」くらいの意で用いる。また、依拠した史料には説話類が多い。説話を史料として用いることの困難さも承知しているが、今回はとくには触れない。

二 藤原朝成の怨霊

平安時代の最末期、安元三年（一一七七）四月二十八日の亥の刻ばかり、樋口富小路から出た火は、辰巳の風にあおられて、都の「名所卅餘箇所、公卿の家だにも十六箇所」⁽²⁾をも焼いたという。『方丈記』にも書かれたいわゆる安元の大火で、焼失した建物のなかには、朱雀門、大極殿、大学寮、民部省をはじめ、具平親王の千種殿、橋逸勢の「はひ松殿」、鬼殿、高松殿、鴨居殿、東三条殿などがあった。「鬼殿」⁽³⁾とは藤原朝成の旧宅であって、三条南・西洞院東にあった。鬼殿は「もののけの家」⁽⁴⁾「悪所」⁽⁵⁾であり、悪霊のたたる家である。朝成は怨霊となり、鬼となっていたり、成したというので

ある。

藤原朝成は三条右大臣藤原定方の子で、母は中納言山蔭の娘という。⁽⁶⁾「朝成」は「アサヒラ」また「トモヒラ」と訓んだ。延喜十七年（九一七）に生まれ、天延二年（九七四）かぞえ五八歳で亡くなっている。⁽⁷⁾『尊卑分脉』によると、定方には男子五人、女子一人の子がいた。兄の佳節は従五位下・甲斐守、理夷（貫カ）は従五位下・宮内少輔、朝忠は従三位・中納言、朝頼は従四位上で少納言・左近衛少将・左大弁・左兵衛督・彈正弼・右衛門督・左馬頭・勘解由長官を歴任した。女子の方も錚々たるもので、仁善子は醍醐天皇の女御であり（のち藤原実頼に配偶）、一人は中務卿代明親王室、一人は中納言藤原兼輔室、一人は大宰大貳平隨時の妻、一人は播磨守藤原伊文室、一人は左大臣藤原師尹室、一人は日向守橘典輔妻、一人は刑部少輔藤原雅正妻、一人は大舍人頭源為善妻、一人は左兵衛少尉藤原康正妻であった。⁽⁸⁾

さて、藤原朝成が怨霊となった、ことの次第はつぎのようであった。『大鏡』（中）の「太政大臣伊尹謙徳公」の項によると、朝成は藤原伊尹と藏人頭を争ったという。「朝成の中納言と一条の摂政伊尹と、同じをりの殿上人にて、しなな程こそ、一条殿にひとしからね、身の才、人おほえ、やむごとなき人なりけれな。頭になるべき次第なりたるに……」とある。朝成は順序からいって当然藏人頭になるべき人であった。朝成は伊尹につぎのようにいった。「あなたが、いま藏人頭にならなくても、誰も悪くいう人はいない、あとで望みどおりなれるのだから、しかし私の場合は、この期を逃してなり損ねたら、たいへんつらいめに会わなければならない、どうか、あなたはおりて下さい」と。これに対して伊尹は「その点はよくわかる、それなら私はおりよう」と約束した。ところが、事實は、朝成に何の挨拶もなく、伊尹は藏人頭になった。たばかられたと、朝成は伊尹を恨んだ。

その後、伊尹のところに仕えている人間のことで伊尹がきげんを損ねていると聞いて、朝成が弁明に赴くことがあった。六、七月の暑さのなかを、朝成は伊尹邸の中門のところまで立って待っていたが、伊尹はいっこうに会おうともせず、陽も西に傾きかけ、暑さは耐えがたいものがあった。朝成は「はやうこの殿伊尹は、我をあぶり殺さむとおぼすにこそありけれ」と、たいへんな恨みようであった。家に帰った朝成は、伊尹の一族を怨んで「この族永く絶たむ、若し男子も女子もありとも、はかばかしくはあらせじ、あはれといふ人あらば、それをも怨みん」と誓い亡くなったので「代々の御

悪霊」となったという。

朝成と伊尹が蔵人頭を争った話は『宝物集』にも載っており、「蔵人頭アラソヒニ、モノ、ケニナリタマヒテ、御スエヲハミナホロホカシ給タルソカシ」といい、藤原義懐・同孝賢・同義孝らにいたり、更には花山天皇にも累が及んだと記している。同様な話は、後世の『建内記』にも記されている。⁽⁹⁾

ところが『古事談』(二)の記すところは少し違っている。ここでは、朝成は伊尹と参議を争ったことになっている。多くの人は、伊尹はふさわしくないといったという。実際は、朝成が参議になったのは天徳二年(九五八)で、伊尹は二年後に参議となっている。⁽¹⁰⁾その後、朝成は中納言となり、やがて大納言を望み、すでに摂政・太政大臣となっていた伊尹の邸に頼みに行く。さんざん待たされたあげく、数刻を経て会うことができたが、伊尹は、「役人の世界とは面白いものですね、むかし、あなたと参議を争ったことがありました、そのときは、私について、いろいろいわれましたがね、いまは、大納言の欠員に誰をあてるかは、私の心ひとつですよ」という。恥をかかされた朝成は激怒して退出し、車に乗るとき、持っていた笏を車に投げ入れると、笏は中央から破裂したという。その後まもなく伊尹は四九歳で亡くなる。これは朝成の「生霊」がたたったのだといわれた。朝成が伊尹に敵意を抱くと、その足がたちまち大きくなり沓をはくことができなくなり、沓をひっかけて退出したと付記している。ここでは、大納言を望んで伊尹に恥をかかされたということになっている。しかし、史実にてらすと、朝成は中納言になったばかりで、いかにも話に無理がある。

『十訓抄』(十)は、朝成が検非違使別当のとき中納言を望み、石清水八幡宮に詣で、「我強盗百人が頸を切者也、其功勞によりて、今度闕に拜任」すべしと祈念した、果たして中納言に任ぜられたが、「大納言所望時本意をとけず悪霊に成にけり」と記す。ただ、この話は『古事談』(五)では源経成のこととなっている。⁽¹¹⁾いずれにせよ、朝成の官位昇進への異常なまでの執念が、生霊・怨霊となったのである。

朝成の怨霊は伊尹の孫の行成にもたたった。行成は能書家として知られ、いわゆる三蹟のひとりであるが、一条天皇や藤原道長の信任があつく、道長の子長家を娘のムコとしていた。『大鏡』(中)によると、道長の夢に、紫宸殿の後の戸のもと、清涼殿の殿上へ参る人が必ず通るところに人が立っている、顔は戸にかくれてよく見えないので、道長が「誰を誰

そ」と問うと「朝成にはべり」と答える。たいへんおそろしかったが、道長が勇を鼓して「などかくては立ちたまひたる」と尋ねる。朝成は、頭の弁（行成のこと）が来られるのを待っているのだと答える。道長はいそいで行成のもとに手紙をやり、今日は病いと称して休むようにと書いたが間に合わず、行成はやってくる。しかし、かれはいつもと違って、北の陣から、藤壺、後涼殿のはざまを通過して殿上に来る。したがって、朝成の立っているところは通らなかったのである。道長から話を聞いた行成は、ろくに口もきかずに家に帰り、しばらくは内裏にも来なかったという。行成は運よく朝成の悪霊に遭わなかったのであるが、『大鏡』は「守りのこはくやおはしけむ」と書いている。「守り」とは守護神のことで、行成の守り神がつよかったのであろうかというのである。これより、伊尹の一族は朝成の旧宅鬼殿には近よらないのだという。

行成のことは、『江談抄』では少し違っていて、行成が藏人頭るとき、物忌により籠居していたが、禁中から急用であると呼び出され、殿上でにわかに「心神度を失う」という状態に陥る。天皇がその様子を察して「タソアレハ」といわれると「朝成」といったという。この話では、明らかに朝成のたたりが行成に及んだのである。

朝成の人となりについて『今昔物語集』（巻第二十八の第二十三）は、「身ノ才賢カリケレハ、唐ノ事モ、此ノ朝ノ事モ、皆吉ク知テ思量^{ぞはか}リ有リ、肝太クシテ、押柄^{おしか}ニナム有ケル、亦笙ヲ吹ク事ナム、極タル上手也ケル、亦身ノ徳ナトモ有ケレハ、家ノ内モ豊ナリケリ、長高クシテ、太リニ太リテナム有ケレハ、太リノ責テ苦シキマテ肥タリケレハ」と書いている。異常なまでの肥満体であった。肥満の解消について医師に相談すると、「冬ハ湯漬、夏ハ水漬ニテ御飯ヲ可食キ也」と教えらる。しかし、その食事のありさまたるや、すさまじいものであった。医師が見ている前で食事をしたのであるが、三寸ほどの干瓜を一〇本ばかりと鮎^{あなご}鮎^{あなご}を三〇疋分ばかり置いて、大きな碗^{かたなわ}に飯を盛り、それに水を注ぐ。まず三つに切った瓜を三本たべ、三つに切った鮎鮎を五、六疋たべ、ついで水飯をたちまちたべ、おかわりをするというありさまであった。医師は、これでは水飯を専らたべたとしても更に太ってしまうと、その場から逃げてしまう。朝成はいよいよふとり、「相撲人ノ様」になったという。はじめて殿上に参ったとき、村上天皇が、「(朝成の) アサマシク肥テ、ミメ人ニコトナリケル」を見て驚いたのも尤もなことであった。⁽¹³⁾ また朝成は笙の名手で、藤原基経・源重信とともに「古昔吹笙

名人⁽¹⁴⁾」と称された。朝成がはじめて殿上に参ったとき、村上天皇が「能ヤル」と問われたのに対して、兄の朝忠が「カタノコトク学問シ侍レトモ、コトノサウニヲヨハスヤ侍ラム、又笙ヲソツカマツル」と答えた。早速、笙を吹かせたところ「ソノ声雲ニトリテタヘニ目出タカリケルハ」ということで、何かにつけて召されたといふ⁽¹⁵⁾。

朝成は『今昔物語集』（巻第二十八の第二十三）に「身ノ徳ナトモ有ケレハ、家ノ内モ豊ナリケリ」と書かれたように、富裕であり、蓄えた財産のうちに当然荘園もあった。伊賀国名張郡の薦生牧と、大和国山辺郡と伊賀国名張郡の堺にある広瀬牧が知られている。これらの所領は応和二年（九六二）に興福寺の延珍僧都の遺言に基づいて朝成に渡されたものであるが、立券に当たって東大寺との間にトラブルがあり、それに関する史料が『平安遺文』（巻一）に収められており、その経緯については、すでに詳しい研究がある。いまひとつは山城国紀伊郡内の一〇町余りの田島で、いずれも買得したものであった。一部は主殿允国有輔から、一部は大藏史生宗岡兼憲から買得したものであった。両人が下級官人である点に注意を惹かれる。この土地は、朝成の死後、天元四年（九八一）藤原為賢の父（刑部大輔・土佐守）に乾元錢三二〇貫文で売却され、ついで為賢が伝領したが、長徳二年（九九六）十月邸宅が焼け公驗文書などを亡失したといふ⁽¹⁶⁾。

三 藤原元方的一族

怨霊といえ、藤原元方の怨霊もまたよく知られている。元方は贈中納言従三位菅根の二男で、延喜十七年（九一七）従五位下に叙され、以後昇進して参議・中納言、最終的には正三位・大納言に至り、天曆七年（九五三）六六歳で亡くなった。『尊卑分脉』は元方について「為春宮怨霊」と記している。元方の娘祐姫は村上天皇の更衣となっていたが、天皇の後宮には、藤原師輔の娘、重明親王の娘、代明親王の娘ら多くの女御たちがいた。祐姫は第一皇子広平親王を生む。元方が大きな喜びと期待を親王に抱いたことは当然であった。ところが、天曆四年五月師輔の娘安子が皇子憲平親王を生む。憲平親王は第一皇子広平親王をさしおいて東宮に立ち、元方は失望落胆する。『栄華物語』（一）は「かくと聞に、むねふたかる心ちして、物をたにもくはすなりにけり」と書いている。三年後の天曆七年三月に元方は世を去り、その後広平親王と母祐姫も続いて亡くなり、元方一族の遺恨は怨念となり、「物の怪」に現われて師輔一族を悩ますことになる。

憲平親王は冷泉天皇となるが、天皇は狂気の振舞いがあり、いわゆる精神異常の症状があった。元方の霊は天皇の弟守平親王（のちの円融天皇）にもとりついたという。⁽¹⁹⁾冷泉天皇の皇子師貞親王はのちに花山天皇となるが、天皇もまた狂気の振舞いが多く、在位わずか二年で藤原兼家らの謀略にのせられて退位した。⁽²⁰⁾一条天皇のあと即位した三条天皇は冷泉天皇の皇子であるが、難聴で、また眼を患い失明状態に近く、その皇子敦明親王は東宮に立つが、自ら東宮の地位を捨てて、小一条院である。こうして、冷泉・円融・花山・三条・小一条院へと、元方の悪霊はたたりをなしたのである。『栄華物語』（一）は「御もの、けどもいと数多かるにも、かの元方大納言の霊いみじくおどろ／＼しく」と元方の怨霊の恐ろしさを述べている。

元方の子のうち名高いのは陳忠⁽²¹⁾である。陳忠は信濃守で、任終てて都に帰るとき美濃国との国境の御坂で谷に落ちた、例の貧欲な受領の代表のようにいわれている人物である。同じく子の由忠は長門守であった。由忠の子観硯⁽²²⁾は聖人で、若い頃いまだ在俗のとき、家に入った盗人を見逃してやったことがあり、後年東国から都へ帰る途中、関山の盗賊に恩返しをうけたという。⁽²³⁾また元方の子のなかに致忠⁽²⁴⁾がいる。致忠の子、すなわち元方の孫に当たる人物のなかに保昌⁽²⁵⁾がいる。藤原保昌は藤原道長の家司のひとりで、かれは和泉式部の二度めの夫としても知られている。和泉式部のつれ子が小式部で、かの有名な「大江山いくの路の遠ければまだふみもみずあまのはしだて」という歌を詠んだ女性である。

保昌は、たぶん治安元年（一〇二一）か二年に丹後守に任ぜられ、妻の和泉式部を伴って任国に赴いた。丹波から丹後に至る途中、与謝峠（大江山の西方）にさしかかると、白髪⁽²⁶⁾の武士がただ一騎、路傍の木のかげに立っている。保昌の郎等らが、「このとしよりは何で下馬しないのか、けしからん奴だ、下馬するようにいってやろう」というと、保昌は、「（あのさまは）一人当千ト云馬之立様ナリ、非直也人二敷」——ただものじゃない——と郎等らを制止してそのまま行き過ぎた。二、三町ほど行くと、平致経⁽²⁷⁾が多くの兵をひきいて来るのに出会う。保昌に挨拶して「老人にお会いになったでしょう、私の父の致頼です。頑固な田舎者で、きつと失礼なことがあったでしょう」という。この話は『古事談』（四）や『宇治拾遺物語』（巻第十一の十一）、『十訓抄』（第三の十一）に収められている。三者は、ほぼ同文・同内容であるが、『十訓抄』は「此の党は、頼信・保昌・維衡・致頼とて、世に勝れたる四人の武士なり、両虎た、かふときは、とも

に死せずといふ事なし、保昌かれが振舞を見知りて、さらにあなづらず、郎等をいさめて無為なりけるは、いみじき高名なり」とつけ加えている。

この説話は、藤原保昌のすぐれた兵としての振舞いを語るものであるが、かれは「勇士武略之長」⁽²⁶⁾「武者」⁽²⁷⁾と称され、「心猛クシテ弓箭ノ道ニ達レリ」といわれ、丹波国に下向してのちも「其ノ国ニシテ朝暮ニ郎等眷属ト共ニ鹿ヲ狩ヲ以テ役ト」したと語られるように「兵」⁽²⁸⁾なのであった。

藤原保昌に関する説話で最もよく知られているのは盗賊袴垂との出会いである。その説話は『宇治拾遺物語』(巻第二の第十)や『今昔物語集』(巻第二十五の第七)に載せられていて両者ほぼ同文である。袴垂は「心太ク力強ク、足早、手聞キ、思量賢ク、世ニ並ビ无キ者ニナム有ケル、万人ノ物ヲハ隙ヲ伺テ奪ヒ取ルヲ以テ役ト」する「極キ盗人ノ大將軍」と書かれている。人みな寝静まった夜半に、おぼろ月の下を、保昌が笛を吹きながら都大路を行くのを袴垂は襲おうとする。しかし、なぜか測り知れぬ恐怖を覚え、「誰か」という保昌の声にすくみ、その場にかがみ込んでしまう。のちに捕逮された袴垂は、「あのときほど恐ろしいことはなかった」と語ったという。

保昌の弟に保輔なるものがおり、かれは盗賊であった。保輔は「強盜張本、本朝第一武略、蒙ニ追討宣旨十五度」という、したたかな盗人であった。かれは「太刀・鞍・鎧・かぶと・絹・布など、よろづのうる物をよび入て」いい値のまま買い、代価を支払うからと奥の倉に誘い、倉の下に深く掘った穴につき落して殺したという。検非違使に追及された保輔は三条の中納言顕光郎にかくまわれていたが、逃れがたいと覚り、自殺をくわだてたが捕えられ、獄中で死んだ。

保昌や保輔の父は致忠であるが、かれは藏人・右馬権頭・右京大夫・備後守・陸奥守を歴任し、従四位上までのぼった人物である。致忠は、長保元年(九九九)八月、美濃国へ下る途中、前相模守橘輔政の子惟頼と郎等二人を射殺して輔政に訴えられ、佐渡島に流されている。致忠も官人でありながら「兵」⁽³³⁾的性格を有するものであったとみえる。致忠の娘、すなわち保昌の妹は多田満仲の妻であり、この一族は「兵」⁽³³⁾的性格が濃い。保昌は日向守・肥後守・大和守・丹後守・摂津守を歴任した典型的な受領層、中流貴族といつてよい。しかるに、さきに述べたように、丹後守として任国に赴いた保昌は、「朝暮ニ郎等眷属ト共ニ鹿ヲ狩ヲ以テ役トス」といわれ、自分の命令に従わない郎等に対しては「速ニ汝が頸ヲ可

召也」と威嚇している。⁽³⁴⁾

このような野蠻さは「兵」に共通のものであった。多田満仲は、鷹を四、五十羽もつなぎ、殺生量りなしといわれ、河には築を打つて多くの魚をとり、多くの鷹を飼つて生類を喰わせ、海では網を引いて魚をとり、山では鹿狩りをするなど多くの生類を殺させ、「我が心ニ違フ者有レバ、虫ナドヲ致ス様ニ致シツ、少シ宜シト思フ罪ニハ足手ヲ切ル」といわれている。⁽³⁵⁾同様の例は、讃岐国多度郡の五位源大夫なるものについてもみられ、かれは「心極テ猛クシテ致生ヲ以業ス、日夜朝暮ニ、山野ニ行テ鹿鳥ヲ狩リ、河海ニ臨テ魚ヲ捕ル、亦人ノ頸ヲ切り足手ヲ不折ヌ日ハ少クゾ有ケル」という極悪非道のものであった。⁽³⁶⁾『古事談』(第一)にある話であるが、白河法皇が殺生禁断の命を出したにもかかわらず、平忠盛の相伝の家人加藤大夫成家が鷹狩をしているというので呼び出される。成家は女御殿(祇園女御)のところに毎日鳥を差上げよう命じられている、もしこれを怠れば主人忠盛から重科に処される、「源氏平氏之習、重科ト申ハ被^レ切^レ頸候也」というのである。たとい殺生禁断の命に背いて禁獄・流罪に処されても、主人に頸を切られるよりましだと、私はよろこんでまかり出た次第ですというのである。

藤原保昌もかれらと全く同類であり、殺人者としての風貌はおおうべくもない。保昌は、じしん「兵」であり、「郎等・従者」という暴力集団をひきいて都大路を横行し、また任国に赴く受領でもあった。保昌の郎等に、前大宰少監清原致信なるものがいた。寛仁元年(一〇一七)三月、後一条天皇の石清水八幡宮行幸の日に、乗馬の兵七・八騎と歩のもの十余人に囲まれて殺害された。下手人は秦氏元らで、氏元は源頼親(多田満仲の子)の従者で、主人頼親の命によって致信を暗殺したのであるが、それは一味の馬尤為頼が殺されたのに対する報復であった。⁽³⁷⁾致信は、かの清少納言の兄である。

四 軍事貴族

貴族にして藤原保昌の如く「兵」的性格を有するものは珍しくない。例えば橘則光は、能登守・土佐守・陸奥守を歴任した人物であるが、若い頃、夜更に数人の男に襲われたが、これを斬り伏せたことがあり、「兵ノ家ニ非^ズネドモ、心極テ太クテ思量賢ク、身ノ力ナドゾ極テ強カリケル」といわれた。⁽³⁸⁾右大弁源公忠は光孝天皇の孫に当たる人物であるが、夜な

夜な仁寿殿に現われる怪物を退治して「此ノ弁ハ兵ノ家ナムドニハ非ネドモ、心賢ク思量有テ、物恐不為人ニテナム有ケル⁽³⁹⁾」といわれた。また主殿頭源章家は、肥後守として任国にあったとき、わが子が重病で、遂に死んだのであるが、そのとき小鷹狩をしていて、「凡ソ露計ノ慈悲无ク、只生タル者ヲハ致ス事ゾトノミ知テ、哀ビノ心ハ努々无カリケリ⁽⁴⁰⁾」といわれ、「兵ノ家ニハ非ネドモ、心極テ猛クテ、昼夜朝暮ニ生命ヲ致スヲ以テ役トセリ」と書かれている。

豪胆で武芸に秀でた貴族は、もちろんいづれの時代にも存在したわけで、平安前期九世紀の場合、六国史のいわゆる薨卒伝をみると、かなりそうした例を拾うことができる。著名な將軍坂上宿禰田村麻呂の場合などは、「家世尚武、調鷹相馬、子孫伝業、相次不絶⁽⁴¹⁾」というように、官人とはいえず武人の家、家業として認識されていたようであり、息子の広野も「少以武勇聞、無他才芸⁽⁴²⁾」と書かれている。さらにのち、元慶五年（八八一）に卒去した坂上太宿禰瀧守は大和守であったが、「幼好武芸、便習弓馬、尤善步射⁽⁴³⁾」といわれ、坂上氏は「世伝将種、瀧守幹略、不墜家風⁽⁴³⁾」と記されている。仁和三年（八八七）に卒去した文室朝臣卷雄は「幼有勇力、不⁽⁴⁴⁾好讀書、便習弓馬、尤善馳射⁽⁴⁴⁾」といわれ、「身体輕捷、甚有意氣⁽⁴⁴⁾」「其驍勇過人⁽⁴⁴⁾」と称されたが、かれは綿麻呂の第九子で、やはり血といふべきであろう。坂上氏や文室氏は特別だといわれるかも知れないが、他に二、三の例を引いてみたい。弘仁二年（八一二）に卒去した備前守藤原朝臣真雄は「勇力過人、頗有武芸⁽⁴⁵⁾」といわれ、嘉祥三年（八五〇）に卒去した治部大輔興世朝臣書主の場合、父祖は侍医で、書主じしん学問にすぐれ、また和琴を弾いたりしたが、「身稍輕捷、超躍高岸、浮渡深水、猶同武芸之士⁽⁴⁶⁾」といわれた。貞観十一年（八六九）に卒去した越前守源朝臣啓は嵯峨天皇の子であったが、学問を好み、一方弓を引くことに長じており、同十六年に卒去した清原真人秋雄は「能射芸、好引強弓⁽⁴⁸⁾」⁽⁴⁸⁾といいたとい、元慶元年（八七七）に卒去した藤原朝臣良尚は「好武芸、臂力過人、甚有膽氣⁽⁵⁰⁾」⁽⁵⁰⁾といわれた。

さて、そもそも古代貴族とは軍事貴族なのであると思う。律令軍団の前身をなすのは国造軍であるが、壬申の乱の経過からうかがわれるように、軍団のような常備軍は存在しなかった。しかし、国司あるいは国司の上に立つ総領を介して国造軍を動員する公的組織は存在したものとみられる。その軍隊は地方豪族の私兵的性情格を濃厚に持っていたのであり、兵制の整備は天武・持統朝を通じて行われていく。天武十三年（六八四）閏四月の詔は「凡政要者軍事也⁽⁵¹⁾」⁽⁵¹⁾とい、

文武官につとめて武器を用い乗馬を習えと命じた。その前年十一月には諸国に詔して陣法を習わしめた。⁽⁵²⁾ 陣法とは「諸葛亮八陣、孫子九地」⁽⁵³⁾ というもので、中国の兵法のことであろう。季節はあたかも農閑期であり、国ごとに農民を召集して軍事訓練を行ったのかという推測もある。⁽⁵⁴⁾ そして同十四年十一月の詔では「大角・小角・鼓・吹・幡旗及弩・抛之類、不_レ応_レ存_二私家_一、咸収_二于_レ郡家_一」⁽⁵⁵⁾ と命じた。ここに列举されたものは部隊装備の兵器であり、国造軍の所有していたものを郡家に集めようとしたものであり、それは国造軍を解体して令制軍団制を創出するための準備であったとみることができる。天武朝の軍事政権の性格は朝鮮半島の情勢と深くかわるのであって、全国的な軍事体制の確立なしには内外の状況に対応できなかったのである。持統朝においても、三年（六八九）七月、左右京職および諸国司に詔して「習_レ射所」を築造させ、同七年十二月には陣法博士を諸国に遣わして兵法を教習せしめた。⁽⁵⁶⁾

五 受領の郎等

平安貴族の世界は、見方によれば実に殺伐たる世界である。詩歌管絃に秀で、政治的事務に精勵し、先例故実に気をつかい、恋にうつつをぬかし、陰陽道の迷信にふり廻されている青白い貴族——これは確かにかれらの一側面であるが、一方、何かといえは暴力に訴え、喧嘩・闘争を事とし人を殺傷する野蛮さがめだつのである。平安京内での貴族同士の暴力沙汰は、記録類をみれば枚挙にいとまない。車の前を横切ったといつては雑色らが石を投げあい、⁽⁵⁷⁾ 賀茂祭の見物の棧敷の間で瓦礫を投げあい乱闘に及ぶなどというのは日常茶飯事であった。

永祚元年（九八九）四月、尾張守藤原文信は安倍正国に襲撃され負傷したが、これは正国の父母兄弟姉妹が鎮西において文信に殺されたのに対する報復であったという。⁽⁵⁸⁾ この藤原文信は「尾張国郡司百姓等解」で知られる藤原元命が解任されたあと尾張守に任ぜられた人物である。長和二年（一〇一三）八月、参議藤原兼隆が既舎人を打ち殺す事件があり、藤原実資はその日乗に「事之非常、未_レ有_レ如_レ之」⁽⁶¹⁾ と書いた。長保元年（九九九）七月二十四日の白昼、前武藏守寧親の郎等が、楯を持ち弓箭を帯びて阿波権守源濟政宅に押し入り、濟政方からも弓箭を帯びたものが多数出てきて戦いとなり、寧親方の二人が殺害された。⁽⁶²⁾ 下手人とみられた出雲介某は備前国に逃れ、翌年七月になって、右京少進藤原致与なるもの

が犯人として逮捕された⁽⁶³⁾。また、長元元年（一〇二八）四月、源濟政の郎等平為行と肥後守高階成章の郎等藤原時遠が合戦に及ばんとしたことがあり、右衛門尉平貞重がその場に赴いて制止した⁽⁶⁴⁾。長徳二年（九九六）藤原伊周の従者が花山上皇に矢を射かけた事件で、伊周の家司であった紀伊守藤原董宣宅を検非違使が搜索し、八人の兵といくばくかの武器を抑え取ったが、なお七、八人の兵は逃亡した。とくに源致光兄弟を捕えることができず、京内外を搜索することになった。当時、検非違使別当であった藤原実資は、「内苻（府）多養兵⁽⁶⁵⁾」と、伊周邸に武装集団が常置されていたことを書き記している。

記録類にあらわれたものには、いわゆる受領とその郎等らの事件が多い。受領がその任国に赴くに当たって多くの従者をひきいて行ったことはよく知られている。正暦元年（九九〇）筑前守藤原知章は郎等・従類三十余人をひきつれていた⁽⁶⁶⁾。例の永延二年（九八八）の「尾張国郡司百姓等解」には、守藤原元命の「郎從之徒、如雲散滿於部内」し、それら郎等・従者は百姓の家に押し入って乱暴を働き、「勘徴之使」は多くの従類をひきいて土毛を貰い取ったと記されている⁽⁶⁷⁾。いわゆる受領層は、武装集団をひきいて任国に赴き、その暴力を背景にして収奪を行い私的な富を蓄えたのであるが、有力貴族はそうした受領層を家司として抱え込んでいたのである。藤原道長の家司には、正三位・大宰大貳までのぼった藤原惟憲をはじめ、前に述べた藤原保昌、源濟政ら多くの受領がいた。いわゆる「家司受領」で、これらの保有する私兵が摂関家の常備軍ともいべき役割りを果たしていたといえる⁽⁶⁸⁾。

長久元年（一〇四〇）四月、殺人を犯して逮捕された高階成章の郎等は筑紫国の人で、殺された男たちも「武勇者」といわれている⁽⁶⁹⁾。また、長元六年（一〇三三）六月に卒去した駿河前司忠重の郎等藤原重成は内舍人であったが、美濃国に住んでいたという⁽⁷⁰⁾。このような、貴族と地方との関係は、例えば受領として赴任したのを契機として生まれたりしたものであろうし、その所領荘園との関係から生ずるものもあったであろう。よく知られている例であるが、十一世紀末の中流貴族の家柄に属する大江公仲の所領をみると、「京中の宅地」が三か所あり、さらに「田舎の荘園」として、山城国に三処、大和国に六荘、摂津・伊勢・遠江・相模にそれぞれ荘や牧を領有していた⁽⁷¹⁾。このうち伊勢国の領田は父広経が伊勢守だったとき買得したものであり、遠江国小高荘も祖父公資が遠江守だったとき手に入れたものと思われる⁽⁷²⁾。大江公仲の例は、中流貴族（受領層）の所領の規模を示すものとして一般化できるものと考えるが、所領から郎従を集めることも行わ

れたであろうし、逆に郎従を所領の管理のために地方に据え置くこともあったのではないかと思われる。

六 おわりに

『今昔物語集』（巻第二十七の第十八）にある話である。或る貴族の家で宿直していた田舎出の若い侍二人が話をしながら寝ずにいたところ、長い板が一枚こちらに飛んでくる。二人が大刀を抜いて構えると、板はこちらへは来ないで出居の方に入っていく。出居には、その家では、をきかせている長侍の諸司の允で五位のくらいを持つものが宿直し、独り寝ていた。その室でうめき声がしたので、二人の若い侍は人びとを起こして、そこへ行ってみると、五位の侍はべちゃんこに押し潰されて死んでいた。これは鬼の仕業だといわれた。若い二人の侍は大刀を構えていたので鬼も近よらなかつたが、五位の侍は大刀・刀を持たず寝入っていたので鬼に襲われたのであるという。「然レバ男ト成ナム者ハ尚大刀・刀ハ身ニ可具キ物也」——男たるもの、油断なく、つねに大刀を手離してはならないという教訓である。

長久元年（一〇四〇）四月、後朱雀天皇は、近侍していた藤原資房に「京中帶弓箭者遍満、又濫惡之法師等、以刀劔横行、暴惡為宗、又放火之者連々不_レ休、如_レ此之事等、是遍王化之滅也」といった。「放火事不_レ嫌貴賤、連夜有_二此事_一」「僧等成_二群党_一、顯_二刀劔_一、横行京中、殺害為_レ宗」という状況の中で、貴族たちは私兵を蓄えざるをえなかつたのであろう。衛府・檢非違使の軍隊と受領の郎等は、中央の権力機構を維持する軍勢力を形成したのである。

「平安京」はその名に背いて乱雑で不穏な町であつた。貴族たちも、軍事貴族の本性を露わにせざるをえなかつたのである。しかし、その貴族たちは官位の昇進に異常なまでの執念をもやし、望みが達せられなければ怨靈となり、およそ正反對とも思えるような性格をみせるのである。もちろん、そのいずれもが平安貴族の顔なのであるが、殆ど非学問的ない方をすれば、平安貴族には、やはり古代国家を創つた軍事貴族の血も流れていたと思わざるをえない。

註

- (1) 三位以上を貴といい（「名例律」議貴条）、五位以上を通貴という（「名例律」五位以上妾条疏）。
- (2) 『平家物語』一。

(3) 『今昔物語集』(巻第二十七の第一)は、鬼殿についてつぎのように記す。むかし、大きな松の木があり、激しい雷雨に、その木の下に雨宿りした男が落雷によって馬もろとも死亡し、そのまま「霊」となってその地にとどまったという。ここでは朝成について全く触れていない。

(4) 『大鏡』三。

(5) 『拾芥抄』中、『二中暦』十、『古事談』二、『今昔物語集』(巻第二十七の第四)は僧都殿と称する「悪所」を掲げている。冷泉院(小路カ)よりは南、東洞院より東の角にあった。冷泉院の真北に源扶義の家があり、扶義の舅の源是輔に仕える男が宿直していると、夕暮どきになると、赤い単えの衣が空を飛び、向いの僧都殿の榎の木に登る、人びとはこれを見て恐れたが、件の宿直の男は弓を引いてその衣の真中を貫いた。多くの血がこぼれたのであったが、弓を引いた男はその夜寝たまま死んだという。

(6) 『公卿補任』。父定方は内大臣高藤の子で、兄定国とともに「才卿」と称され、「天下におもき人にてなんおはしける」(『勸修寺縁起』)といわれた「名臣」(『二中歴』)であった。

(7) 『日本紀略』後篇六、『公卿補任』。

(8) 朝成の子は『尊卑分脉』では三人記されているが、他に一人、計四人知られる。男子惟賢は従五位下・近江守、脩子は村上天皇の更衣・御匣殿別当、一女子は右衛門権佐藤原宣孝に嫁して隆佐(従三位・大藏卿)を生んだ(『尊卑分脉』)。また一女子は藤原高遠(実資の同母兄、従三位、室であった(『親信卿記』天延二年閏十月二十七日条)。

(9) 『建内記』(応永三十五年三月十一日条)は、二条持基の話として、朝成の怨霊によって、伊尹とその子義孝・拳賢の三人は三日のうちに逝去したと記し、「此怨念殊依昇進事歟、是以後世尊寺一流不任羽林」と述べている。

(10) 朝成の参議就任は天徳二年閏七月二十八日、伊尹の就任は天徳四年八月二十二日である(『公卿補任』)。

(11) 朝成の検非違使别当就任は康保二年(九六五)十二月八日か。権中納言就任は安和三年(九七〇)正月二十七日。

(12) 源経成は永承五年(一〇五〇)九月に検非違使别当となり、康平四年(一〇六一)権中納言となった。

(13) 『続古事談』二。村上天皇の即位は天慶九年四月二十六日。

(14) 『統教訓鈔』十一。

(15) 『続古事談』(二)。笙の師は小治田有秋で、有秋は村上天皇の師でもあった(『統教訓鈔』十一)。朝成のはじめての昇殿のことについて『古事談』(第六)は、天皇から「雲火」と称する名笛を賜わり、「内裏モ破スハカリニ吹」いたという。笛の

師は樂人大石富真であるという。ここでは笙ではなく笛となっている（『体源抄』十一）。なお、朝成の父定方も「管絃人」（「中歴」と称された）。

(16) 応和二年（九六二）八月二十日、興福寺転経院司僧らは、故延珍僧都の遺言に基づいて、伊賀国名張郡薦生牧と、大和国山辺郡と伊賀国名張郡の界にある広瀬牧の地を、勘解由長官近江守であった正四位下藤原朝成に去り渡した。去文（『平安遺文』一卷二七六号）によれば、薦生牧は、東は恒田河ならびに壺野少岑を限り、南は少鮎瀧築瀬ならびに高岑を限り、西は笠間河ならびに大河（＝名張河）を限り、北は高岑を限る。この四至内には新開治田・荒廃田・築瀬二処が含まれていた。一方、広瀬牧の方は二つの部分から成っていた。一は、岑是水界山を限り、南は高山を限り、西は大河を限り、北は水界ならびに道路谷を限る。大河より東には牧地と山（蟻曳野）があり、一部は開発されていた。いま一処は、東は大河を限り、南は石屋ならびに少野石村笠間河を限り、西は高岑を限り、北は路瀬ならびに路を限る。大河より西の牧地と山は広瀬牧と称され、ここに新開治田があった。そして河には築瀬一処があった。すなわち、この所領は、山・牧・治田と河（築を打ち魚をとる築場）を含むものであった。二年後の康保元年（九六四）九月十七日、藤原朝成は立券の手續きをとることとした。朝成宅（＝家政機関）は、大和・伊賀の両国司に、四至を勝示し「立券宅名」すべき由を報じた。事は国司より郡司に伝達され、郡司は下付された公驗に任せて四至を定め立券言上すべきところであったが、薦生牧の地は東大寺領板蠅柚の四至内に含まれるという東大寺側の異議申し立てによって、立券の手續きを進めるわけにはいかないということになった（『平安遺文』一卷二七八号）。一方、広瀬牧については、都介郷の刀禰らが大和国山辺郡司に対してつぎのようにいつている。文書による限り「伝領明白」であるけれども、東大寺の異議申し立てによって名張郡司が手續きを進めることはできないといっているのであるから、「他界刀禰」として直ちに立券することはできない、「相論一定」のうちに立券の手續きをとらうと思う——と（『平安遺文』一券二七九号）。同じとき、立券使四世清忠王の「日記」が書かれている。それによると、板蠅柚というのは、その四至は「東限名張河、南限斎宮登道大、西限薺尾野并小藏藏立、北限同名張河并八多高岑」とあり、薦生牧は、一峯および笠間河を隔てた東にあり、およそ「五十余町」もへだてている。しかも東大寺使が主張する板蠅柚の四至内には百姓口分田・私田地・他人の所領が多く存在している。それなのに、薦生牧についてのみ東大寺の所領だと主張するのはおかしいことで、東大寺のいい分は承認できないと（『平安遺文』一卷二八〇号）。これらをうけて朝成は東大寺に牒し、刀禰らの勘文によれば薦生牧は東大寺領に含まれず、また清忠王の日記によれば、東大寺使の主張には「虚言」が多いと述べた。結局、東大寺側は朝成側の主張を認め、「至有_(金脱カ)二柚便宜_(金脱カ)之地者、令_(レ)領_(ニ)於_(ニ)柚_(一)」有_(ニ)彼殿御牧便宜_(ニ)之地者、令_(レ)領_(ニ)掌彼御牧_(一)と名張郡司に通告した（『平安遺文』一卷二八一号）。以上の経過をうけて、

朝成は、早く立券し、牧内に居住する浪人の臨時雜役を免除する手続きをとるよう名張郡司に要求し、それをうけた郡司は夏見郷薦生村の刀禰に立券文の進上を命じた。そこで刀禰らは、康保元年（九六四）十一月二十三日付で券文を立て所進した（『平安遺文』一卷二八二号）。翌康保二年四月名張郡司は「勘解由長官殿所領田地、任_二公驗_一勝_二示四至_一言上」せよと夏見郷刀禰に命じた。刀禰らは、延長五年（九二七）九月十六日付の「刀禰并郡司等勘文」を抛りどころとして、朝成宅の使とともに「勘_二録件町殿_一勝_二示四至_一」し郡に提出した（『平安遺文』一卷二八六号）。その内容は、①墾田五町九段二七八歩、②栗林三処一〇〇町三段二二〇歩、③野地八〇町となっていた。しかし、朝成宅と東大寺の間は円満に解決したわけではない。康保三年四月に、また薦生村刀禰らは四至について勘申し解状を出している（『平安遺文』一卷二八九号）。記すところはつぎの如くである。板蠅杣は笠間河の西方にあり、焼原杣は東方にあり、南から北に流れる笠間河が名張河に合流するところが牧の西の堺となる。薦生牧の内には治田・新開田・公田があり、延喜三年（九〇三）図帳、延長八年（九三〇）公驗に任せて、牧として領すべきは牧が領掌し、他人が領すべきところは他人が領掌し、公田はまた官物・租税をその種類に従って納めてきた。ところが先年、東大寺の前別当光智が大仏殿の角木造替に当たって、材木を板蠅杣から伐り出し、名張河と笠間河の合流点の西の山の下に曳き出した。その折に、東大寺は使を放ち、板蠅杣の勝示を打ったが、東四至の勝示を薦生牧の辰巳方に当たる名張河流の字桜瀬の南頭に打った。すなわち、板蠅杣の東の堺は名張河であると称したので、いきおい薦生牧は板蠅杣四至内に含まれるということになった。そして、これについて争うものもなく数十年を経た。名張河は、或いは北に流れ、或いは東北に流れ、或る所では西北に流れ、或る所では南北に流れるというように方向は一定していない。しかし薦生牧は、はじめ桜瀬から北に流れ「箕輪」（逆U字）をなし、南西に向って流れて笠間河に合流する。薦生牧はこの「箕輪」の中にある。治田・新開田・公田などは、牧の南の四至である高峯の腰を廻って帯の如く萱山下に添って存在し、牧はこの田地より北方、河より南方の間に位置するのである。この地には住人もいる。東大寺の主張の如く、板蠅杣の東の四至を名張河とし、南の四至を斎宮上路とするならば、薦生牧はこのうちに含まれるのであるから、東大寺が領掌すべきであらう。しかし、名張河の西、薦生牧の上方（＝東南）には、山に添い寺神領や私領・公田などが多く存在し、或いは大屋戸、或いは夏焼と号して別の領主がいるのである。これらはいずれも東大寺領ではない。笠間河を以て板蠅杣の東の四至とすれば、薦生牧からは数里をへだてることとなり、前別当光智のとき板蠅杣内に編入した焼原杣は、薦生牧の南の四至からは高峯を越えた数里も先にある。以て四至は明白であり、東大寺の主張は誤りであると――薦生村の刀禰とは述べている。その後も東大寺との間に紛争はあったが、薦生・広瀬の両牧は、朝成の妹（中務卿代明親王室）――その娘（権中納言小野宮懷平室）――その子経通へと伝領された（『平安遺文』二卷五〇四号・五〇六号）。

(17) 西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての『牧』の発展」(『莊園史の研究』上巻)、中村直勝「伊賀国黒田荘」(『莊園の研究』)、赤松俊秀「杣工と莊園」(『古代中世社会経済史研究』)、富森盛一「黒田庄誌」など。

(18) 『平安遺文』二卷四四〇号。

(19) 『百鍊抄』四。

(20) 阿部猛「花山朝の評価」(『平安前期政治史の研究 新訂版』)。

(21) 『今昔物語集』卷第二十八の第三十八。

(22) 『今昔物語集』卷第二十六の第十八。

(23) 藤原保昌とその一族については、『古事談』管見——藤原保昌について——と題して『太田善麿先生古稀記念 国語国文学論叢』に載せ、のち改題のうえ『平安前期政治史の研究 新訂版』に再録した。以下の叙述は右論文と重複するところがあることをお断わりする。

(24) 『小右記』によると、保昌は万寿二年(一〇二五)二月一日現在丹後守であり、同年十月には大和守に任ぜられた。

(25) 天の橋立の方に向う道で、現在の国道一七六号線。丹後国府は天の橋立の辺りにあった。藤岡謙二郎『国府』一八一頁。

(26) 『尊卑分脉』。

(27) 『二中歴』。

(28) 『今昔物語集』卷第十九の第七。

(29) 『尊卑分脉』。

(30) 『宇治拾遺物語』卷第十一の第二。

(31) 『百鍊抄』第四。

(32) 『小右記』永延二年六月十四日条、十八日条、『続古事談』卷五。

(33) 『権記』長保元年十一月十一日条、十二月十三日条・二十七日条、『小右記』長保元年十一月十九日条、十二月十六日条・二十日条、『今昔物語集』卷第二十三の第十三。西岡虎之助「『青史余歴』」(『西岡虎之助著作集』第二巻)。

(34) 『今昔物語集』卷第十九の第七。

(35) 『今昔物語集』卷第十九の第四。

(36) 『今昔物語集』卷第十九の第十四。

- (37) 『御堂関白記』。
- (38) 『今昔物語集』卷第二十三の第十五。
- (39) 『今昔物語集』卷第二十七の第十。
- (40) 『今昔物語集』卷第二十九の第二十七。
- (41) 『日本後紀』卷二十一・弘仁二年五月二十三日条。
- (42) 『類聚国史』卷六十六・天長五年閏三月九日条。
- (43) 『三代実録』卷四十・元慶五年十一月九日条。
- (44) 『三代実録』卷五十・仁和三年八月七日条。
- (45) 『日本後紀』卷二十一・弘仁二年七月八日条。
- (46) 『文徳実録』卷二・嘉祥三年十一月六日条。
- (47) 『三代実録』卷十六・貞観十一年八月二十七日条。
- (48) 『三代実録』卷二十五・貞観十六年四月二十四日条。
- (49) 『三代実録』卷三十・元慶元年三月十日条。
- (50) 民俗学者の宮本常一は、「公家というのはもう武器をもたなくなつて、まったく文官だと思つてゐるのですが、その文官だと思つてゐる公家たちの馬の乗りこなしぶりというのはじつに見事なものです」と書いている(『塩の道』／＼講談社学術文庫／一六三頁以下)。絵巻物などの公家の乗馬の様子から宮本はこういうのである。事の当否はわからないが、日本の貴族は騎馬民族の後裔なのだというわけである。ついでながら、宮本は、鎌倉武士は実は乗馬が下手なのだという。東日本には馬はたくさんいたが、この馬を乗りこなすことも下手だし、車や犁を引かせることも下手だったという。当面の問題ではないが、興味ふかい指摘である。
- (51) 『日本書紀』卷二十九。
- (52) 『日本書紀』卷二十九。
- (53) 『日本書紀』卷二十三。
- (54) 直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』一八八頁。
- (55) 『日本書紀』卷二十九。

- (56) 『日本書紀』卷三十。
 - (57) 『小右記』永延元年四月十七日条。
 - (58) 『権記』寛弘七年四月二十四日条。
 - (59) 『小右記』永祚元年四月六日条。
 - (60) 阿部猛『尾張国解文の研究』。
 - (61) 『小右記』長和二年八月九日条。
 - (62) 『権記』長保元年七月二十五日条、二十六日条。殺害されたのは寧親の馬飼と事業（五位以上の宅の事務を掌る）の二人で、いずれも射殺されたものであった。
 - (63) 『権記』長保二年七月十七日条。
 - (64) 『左経記』長元元年四月二十五日条。
 - (65) 『小右記』長徳二年二月五日条。
 - (66) 『小右記』正暦元年八月三十日条。
 - (67) 阿部猛『尾張国解文の研究』。国司の私的従者および国衛の軍制については、石井進「中世成立期の軍制」(『鎌倉武士の実像』)、戸田芳実「国衛軍制の形成過程」(『初期中世社会史の研究』)に詳しい。
 - (68) 北山茂夫『王朝政治史論』二六三頁。
 - (69) 『春記』長久元年四月三十日条。
 - (70) 『左経記』長元六年六月二十七日条。
 - (71) 散位従四位下大江公仲は、嘉保元年（一〇九四）十二月、藤原資俊宅に赴き強盗・放火・殺害の罪を犯したとして隠岐国に配流された。『中右記』嘉保元年十二月晦日条。
 - (72) 『平安遺文』四卷一三三八号、五卷二二七七号。
 - (73) 村井康彦『古代国家解体過程の研究』三七六頁以下。
 - (74) 『春記』長久元年四月二十九日条。
- △付記▽本稿は、一九九一年一月三〇日、法政大学史学会で行った講演原稿を改題のうえ注を付したものである。なお、多くの啓蒙書類の恩恵を蒙っているが、それらについては敢えて注記しなかった。